

旭川市水道局建設工事等指名委員会設置要綱

(目的)

第1条 旭川市水道局が行う建設工事並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（以下「建設工事等」という。）の入札参加に必要な資格の決定、競争入札参加者及び見積書徴収業者の選定等に公正を期することを目的として、旭川市水道局建設工事等指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）
- (2) 上下水道部長
- (3) 水道総務課長
- (4) 経営財務課長
- (5) 維持管理課長
- (6) 事業計画課長
- (7) 建設課長
- (8) 浄水課長
- (9) 下水処理センター所長
- (10) 工事検査担当課長

2 管理者は、前項各号に掲げる者のほか、臨時に委員を任命することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、委員の任を免ずるものとする。

(委員長の設定)

第3条 委員会に委員長を置く。委員長は管理者をもって充てる。

2 委員長不在のときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は会議を招集し、これを主宰する。

(会議)

第5条 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は出席委員の3分の2以上の賛成で決定する。

2 緊急やむを得ない事情等により、会議を開催できない場合には、書類の持回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。この場合は表決に参加した者を出席者とみなす。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

4 会議は公開しない。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 一件の設計金額（単価の場合は予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）が200万円を超える建設工事の請負契約並びに設計金額が100万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約の一般競争入札における参加資格に関すること。
- (2) 前号の建設工事等で、一般競争入札から除外し指名競争入札又は随意契約で行う場合の適否

の審査並びに指名業者又は見積書徴収業者(以下「指名業者等」という。)の選定に関すること。

- (3) 第1号における一般競争入札参加希望者の資格審査については、入札執行者によって行うこととする。
- (4) 指名基準及び指名停止等措置要領の作成及び指名停止等の措置に関すること。
- (5) 建設工事等低入札価格調査要領に規定される調査結果の審査に関すること。
- (6) 建設業者等競争入札参加資格審査基準の作成、その他建設工事等競争入札参加資格者に関する重要な事項
- (7) その他、管理者から付託された事項、その他委員会において必要と認めた事項
(資格の確認並びに指名等)

第7条 管理者は、第6条第3号の委員会審議結果に基づき、資格がないと認めた者に対し、文書により通知する。

2 委員会は、第6条第2号の選定にあたっては、旭川市水道局建設工事等指名基準及び同運用方針に基づき審議を行い、その結果に基づき管理者は指名業者等に通知する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、水道総務課契約係において処理し、次の事務を行う。

- (1) 委員会開催の通知
- (2) 審議案の作成
- (3) 会議の記録
- (4) 前各号の他、委員長の必要と認める事項

(秘密を守る義務)

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

(その他)

第10条 管理者は、この要綱の実施に関して必要があると認めたときは、別に定めることができるものとする。

附 則

1 この要綱は昭和56年7月16日入札(見積り合せ)執行の建設工事等に係る指名から施行する。

2 昭和50年9月1日施行の指名競争入札(見積り合せ)業者選定要領は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月29日から施行し、履行期間の初日が平成21年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月18日から施行し、その工期又は履行期間の初日が令和8年4月1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。